

平成 30 年 6 月 15 日現在

機関番号：12102

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2014～2017

課題番号：26380145

研究課題名(和文)競争法の視点からみた商標機能論の再構築

研究課題名(英文)Reconstruction of functions of trademark from view of competition law

研究代表者

潮海 久雄(Shiomi, Hisao)

筑波大学・ビジネスサイエンス系・教授

研究者番号：80304567

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,500,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、商標の出所表示機能が、知的財産権による保護の他の局面でも重要になっている点を明らかにした。特に、インターネットの局面ではサーチの際の出所表示機能が決定的となっていることを、法と経済学の視点等から検証した。その反面、商標の出所表示機能の意味を希薄化し、商標権の保護範囲を拡大すると、商標の自由利用に大きな弊害が生じることが判明した。以上の2点が、著作権法(フェアユース、私的複製、侵害主体)・特許法(標準必須特許、ライセンス、損害賠償)における同様の利害状況においても生じうることを発見した。結果として、標識法特有とされてきた法理を創作法にも転用すべき場面が増加していることを見出した。

研究成果の概要(英文)：This study shows that function of origin in trademark law becomes important in other areas of intellectual property rights such as copyright and patent right; Function of origin is found to be developed into significant factor particularly in internet by law and economics analysis. On the other hand, from competition law perspective, expansion of trade mark right by diluting function of origin is turned out to harm free use of trademarks. These findings in trademark law are also discovered in similar situations in laws of creation (copyright law, patent law): Fair Use, private use and the liability of intermediary in copyright law, and Enforcement of essential patents, license and the award for damages in patent law. This phenomena demonstrates that trademark doctrines such as consumer protection, abuse of rights, function of origin etc. could be applied to more fields in copyright law and patent law than previous studies have expected.

研究分野：知的財産法

キーワード：商標権 出所表示機能 保護対象 権利濫用 フェアユース

1. 研究開始当初の背景

アメリカの法と経済学 (Landes & Posner) の知見から、商標権の機能をサーチコスト軽減とする学説を、わが国で紹介・分析した先行業績 (宮脇正晴「標識法におけるサーチコスト理論」知的財産法政策学研究 37号 195頁 (2012年)) に示唆を受け、商標の出所表示機能が、他の知的財産法の領域においても、とりわけ、インターネットで重要になってきている、という予想をした。

また、他方で、消費者を中心とした、出所表示機能やサーチコスト理論では説明できない現象が増加していることに気づいた。とりわけ、不正競争防止法だけでなく、競争法 (独占禁止法) の視点からみて解明できない現象が多発しているように感じられた。

そこで、商標の本質的機能である出所表示機能を緩く解して商標権の成立および効力の範囲を拡大すると、商標の自由使用などについて大きな弊害が生じうるという仮説をたてた。

2. 研究の目的

以上の商標法や法と経済学の先行業績から導かれた仮説が、著作権法・特許法における同様の利害状況において妥当するか試行し・検証することを第1の目的とした。その際、商標法における理論の趣旨および根拠に逐一立ちかえり、商標法と創作法の異同を認識すると同時に、競争法 (独占禁止法・不正競争防止法) の視点からも分析することを第2の目的とした。

ふえんすると、出所表示機能、権利濫用論をはじめとする商標法上の諸理論が妥当する領域を探索した。それとともに、知的財産権の拡大にともなう弊害が、創作法においても生じるかを、競争法の視点から考察した。このような弊害が、ひいては商標法においても生じるかを探究することが、本研究の目的であった。

3. 研究の方法

その際、わが国の規定、立法趣旨、裁判例のほか、比較法 (立法趣旨・判例・学説) の分析をおこない、経済実態をふまえた利益状況の分析、法と経済学からの視点、判例法の発展過程などから、問題を多面的に検討するように努めた。

また、標識法としての商標法と、創作法 (特許法・著作権法) との体系および利益状況の異同の把握につとめ、それが結果に反映するか、または結果に反映せず修正を要するかに留意して、検討・考察をすすめた。

さらに、学内の研究会を利用して競争法の視点から検討するとともに、表現の自由などの視点について、学外の研究会

に参加し、知見を得るようにつとめた。

4. 研究成果

本研究は、第1に、商標の出所表示機能が、財産的情報を保護する知的財産権の他の局面でも重要になっている点を明らかにした。とりわけ、インターネットの局面ではサーチされる際の出所表示機能が重要になっていることを示した。第2に、商標の出所表示機能の適用範囲を拡大し、出所表示機能の意味が希薄化して、商標権の保護範囲を拡大すると、大きな弊害が生じる点についても明らかにした。以上の2点について、以下の著作権法・特許法における同様の利害状況において明らかにし、標識法と創作法についての統一的視座をえることができた。

まず、著作権法において、著作権の侵害主体についてフェアユース規定の適用の必要性を、アメリカの立法趣旨・学説、欧米の裁判例、プラットフォームと集中管理団体の役割分担、法と経済学等の視点から明らかにした (図書)。また、著作権法において、個々のユーザーの私的複製、ひいては私的使用における利益を保護することが、著作権の侵害主体の拡大を予防し、著作物を媒介・伝達するプラットフォームなどの隆盛を基礎づけていることを論証した (雑誌論文、)。これらの考察は、商標法においても、需要者の利益保護という形で援用可能であると考えている。

さらに、職務において創作され著作権で保護されると同時に、標識として使用されることの多い商標について、その保護される利益の違いから、帰属、報酬、人格権の面での異同を検証した (雑誌論文)。

次に、特許権の権利濫用法理においても商標権の権利濫用法理が拡大適用されていることを、特に、標準必須特許の権利行使において拡大適用されていること

を論証した。その際の利益状況を分析し、競争法の視点から、この商標権の権利濫用法理の特許法への拡張を基礎づけた。そこでは、特許権の行使においても、FRAND 宣言や必須特許の出願などの特許権者の出願段階での行為態様（主観的意図）を考慮した、商標法上の権利濫用法理が適用されることを明らかにした（図書、雑誌論文）。

また、特許権の損害賠償において、とりわけ、ライセンスにより保護される利益について、特許権侵害によるライセンス料の減少も含むとすると、排他的ライセンスをした特許権者は保護されないが、商標ライセンスと同様に、製品の品質保証のみとすると特許権者は特許権により保護されないという点が大きな問題となった。つまり、ライセンス契約により保護される利益が大きな問題となった（雑誌論文）。

このように、本研究は、これまで、創作法（特許法・著作権法）と異なった商標法特有の法理とされてきた視点（需要者の利益保護、標識の保護、出所表示機能、出願段階での行為態様による権利濫用、ライセンスによる保護される利益）を、創作法にも転用すべき場面が増加していることを明らかにした点で意義があると考えられる。

5. 主な発表論文等
（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕(計5件)

潮海久雄「特許権侵害に基づく損害賠償—ドイツ法からの示唆」工業所有権法学会年報 41号 113 - 158 頁(2018年)〔査読無し〕

潮海久雄「部品の販売と特許権の消尽、競争法からみた標準必須特許に基づく権利行使の制限—アップル対サムスン」ビジネスロー・ジャーナル 94号 114-119 頁(2016年)〔査読無し〕

潮海久雄「労働関係における知的財産の帰属および報酬、人格権的側面についての横断的考察」日本工業所有権法学会年報第 39号 147-184 頁(2016年)〔査読無し〕

潮海久雄「私的複製の現代的意義—私

的録音録画補償金制度からライセンスモデルへ」著作権研究 40号 69 - 109 頁(2014)〔査読無し〕

Hisao Shiomi, Can non-copyright owner be protected by unfair competition law? IIC, 2014, 648-658 (査読有り)

〔学会発表〕(計2件)

潮海久雄「シンポジウム：特許権侵害に基づく損害賠償—ドイツ法の観点から」工業所有権法学会 於明治大学 2017年6月3日

潮海久雄「シンポジウム：知的財産権の帰属」工業所有権法学会（著作権法学会と合同開催）於千代田区学術総合センター内一橋講堂 2015年6月6日

〔図書〕(計2件)

潮海久雄「大量デジタル情報の利活用におけるフェアユース規定の役割の拡大—著作権法（個別制限規定）の没落と自生的規範の勃興—」『コンテンツと著作権法の役割—しなやかな著作権制度に向けて—』183 - 253 頁(信山社・2017年)

潮海久雄「標準必須特許の権利行使—競争法からの基礎づけ—」小泉直樹・田村善之編『はばたき—21世紀の知的財産法—中山信弘先生古稀記念論文集』410-439 頁(弘文堂・2015)

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1)研究代表者

潮海 久雄 (SHIOMI Hisao)

筑波大学・ビジネスサイエンス系・教授

研究者番号：80304567